

事務局 議長 (農地法第 3 条許可の流れ、許可の要件について詳細を説明)
議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。譲受人の担当である委員からご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。

大塚委員 (譲受人の耕作状況等報告)

大塚委員 (譲受人の耕作状況等報告)

若林委員 (譲受人の耕作状況等報告)

議長 議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決めます。

続いて日程第 3、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (40 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議長 事務局担当者より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 議長 (農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の要件等について説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。本議案については、2月24日及び本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

石川委員 第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画 38 件のうち、新規 4 番を除く、新規 4 件、更新 33 件については、要件を満たしていることを確認し、農用地利用集積計画を決定するにあたって、何ら問題ないとの結論に至りました。

また、第 15 条第 4 項に基づく農用地利用集積計画 2 件についても、要件を満たしていることを確認し、農用地利用集積計画を

定めるべきことを市長に対し要請するにあたって、何ら問題ないとの結論に至りました。

しかし、先に除いた、第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の新規4番については、対象農地内に廃車2台が放置されているとのことで、農業委員会としては、このまま貸借を進めることはできません。

また、このような状態のまま、新たに利用権を設定した場合、借人が不利益を被ることも想定されます。

以上のような議論が行われ、最終的に担当委員会としては、このような状態のままでは、可否を判断することはできない、よって継続して審議する必要がある、との結論に至りました。

つきましては、第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の新規4番については、総会の場で改めて、継続審議とすることでよいかをご審議いただきたいと思います。

報告は以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員長からの報告にありましたので、これより「第18条第1項に基づく農用地利用集積計画38件の決定について」のうち、新規4番についてのみ、先行して審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案のうち新規4番に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のうち新規4番について、継続審議とすることに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案の新規4番については継続審議といたします。

引き続き、「第18条第1項に基づく農用地利用集積計画」のうち、新規4番を除いた、残る37件について一括審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集

積計画を決定することに決めます。

引き続き「第 15 条第 4 項に基づく農用地利用集積計画 2 件の市町村に対する要請について」審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。これより採決に入ります。

本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに決めます。

続いて日程第 4、議案第 36 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1 件の申請者、貸借権の設定の要件等について説明)
事務局担当者より、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明)
議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開します。議案の説明は終わりました。地区担当委員であります佐藤博夫委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いします。

佐藤(博)委員 (借人の耕作状況等報告)
議長 ありがとうございます。

本議案については、午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いします。

土方委員 本日午前中に第 3 回生産緑地対策委員会の開催をいたしまして、この案件につきまして質疑応答をさせていただきました。委員の皆さま全員一致で、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま

す。

これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法 4 条 4 件、5 条 2 7 件、納税猶予に関する適格者証明書 1 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 7 件）

報告事項（農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 1 件）

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。